

2 高危防第 3 2 8 号
令和 2 年 1 0 月 2 9 日

各部局主管課長 様

高知県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局
(危機管理・防災課長)

催物の主催者が存在しない行事における感染防止策の徹底について

このことについて、別添のとおり、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長から令和 2 年 1 0 月 2 6 日付「催物の主催者が存在しない行事における感染防止策の徹底について」により事務連絡がありました。

つきましては、季節の行事が安全に開催できるよう、各部局において下記の感染防止策に留意いただくとともに、本通知の内容を所管団体に周知いただくようお願いいたします。

記

- 1 季節の行事に参加する場合には基本的な感染防止策を徹底すること。また、基本的な感染防止策が徹底されていない季節の行事への参加は控えるとともに、特に、自然発生的に不特定多数の人が密集し、かつ、大声等の発生を伴う行事、パーティー等への参加は控えること。
- 2 主催者がいる場合には、当該行事の主催又は参加に当たっては、適切な対人距離の確保、手指消毒、マスクの着用、大声での会話の自粛など、適切な感染防止策を徹底すること。
- 3 街頭や飲食店での大量または長時間・深夜にわたる飲酒や、飲酒しての季節の行事への参加は、なるべく控えること。
- 4 必要に応じて、家族同士で自宅で過ごす、オンラインのイベントに参加するなどの新しい季節の行事の楽しみ方を検討すること。

問い合わせ

危機管理・防災課 池上、西尾、小笠原
(内線 2035、9311)